

不審者への対応マニュアル

<施設内侵入した不審者への対応>

①不審者として認識(人権に配慮する)

- ・不審者との距離を 1.0~1.5m に保ち、動きに十分注意して「どちら様ですか」「何かご用ですか」等丁寧に訪問の用件等を聞く。

②不審者との直接対応 ・直接の対応は複数で行い、他の職員は周辺の安全な避難ルートの確認や避難、場所の確保にあたる。

- ・相手を無用に刺激せず、落ち着いて話しかける。
- ・直ちに退出するように促す。応じない時は、警察の到着まで時間を稼ぐ。
- ・刃物等危険物を所持している場合は、机、椅子等で距離をおいて対応し、利用者を避難させ、応援を待つ。

③避難した場所では、再度人数確認を行い、入り口等は職員が巡回し、安全確保に努める。

④危険物を所持している場合は、躊躇せず 110 番通報を行う。

⑤支援中の場合

- ・職員は人員を確認する。(トイレ・各部屋)
- ・職員は動揺せず、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定し、利用者にも説明し指示を待つ。

☆けが人が出た場合

①けが人等に対して

- ・けが人が出て救急車で搬送する場合は、必ず添乗する。可能であれば、付き添いと連絡者の 2 名
- ・保護者には、「病院名」「けがの状況」等を連絡し、病院まで来てもらう。

②その他の児童に対して

- ・児童を帰宅させるかどうかを検討し、判断する。
- ・帰宅させる場合は、直ちに保護者に連絡する。
- ・保護者が不在の場合には、施設に留め置き、安全を確保する。

☆事後対応

①市町村の管理課に連絡する。

②利用者の心のケアを行う。

③保護者へは丁寧に説明する。

<郊外外出時における不審者情報への対応>

①緊急時の「避難集合場所」や「連絡方法」について確認しておく。

②職員は、呼び笛や携帯電話を携帯する。

③状況に応じて警察へ通報する。

④児童避難誘導(人数確認)安全な避難ルートを確保する。

⑤安全確認後に、事業所・保護者へ報告する。

・令和 5 年 4 月 1 日施行